

仕様書

1 件名

八戸市庁舎（1契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力の調達

2 仕様

(1) 需要場所

八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁舎

(2) 予定契約電力及び使用予定電力量

900 kW (高圧)、2,138,515 kWh

(3) 需給期間

令和8年4月1日0:00から令和9年3月31日24:00まで（1年間）

(4) 需給地点

需要場所を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) 供給条件

次に掲げる条件を満たすこと。

- ① 供給電力は再生可能エネルギー由來の環境価値証書（FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）、グリーン電力証書等）を付与した電力とする。
- ② 供給電力のメニューごとの調整後排出係数（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数を指す。）は0.000000 t-CO₂/kWhとすること。

(8) 供給の方法

需要場所で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

3 支払方法

電気料金の請求は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 受注者は、施設の請求書及び利用明細を作成するものとする。
- (2) 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、翌月の15日までに、紙面により請求書及び利用明細を交付し、施設担当課宛に郵送するものとする。
- (3) 発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に電気使用料を受注者に支払う。
- (4) 請求内訳は、郵送またはWEBページより確認できるものとする。

4 請求額の算出

(1) 料金体系

料金体系及び電気料金の算定は、次に掲げるとおりとする。

① 単価固定契約

単価固定契約の電気料金は、次のアからカを合計して得た金額とする。

ア 基本料金

月ごとに基本料金単価を定め、月ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

イ 電力量料金

月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

ウ 燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準ずる、若しくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。この場合において、契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料調整費を請求しない場合、本項目は除外とする。いずれの場合も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価が発生する場合は、電力量料金に含めるものとする。

エ 容量拠出金

基本料金単価若しくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費等調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

カ 国の施策

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国が定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

② 単価変動（市場連動）契約

単価変動（市場連動）契約の電気料金の算定は、次のアからオを合計して得た金額とする。

ア 基本料金

月ごとに基本料金単価を定め、月ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

イ 従量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送料金単価、損失率を考慮し、JEPXエリアプライス、スポット取引手数料を加えた額に、月ごとに当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

ウ 容量拠出金

基本料金単価若しくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再エネ賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

オ 国の施策

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

③ その他共通事項

ア 単価の単位は円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

イ 単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

ウ 算定した電気利用料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとする。

エ 力率は、次式により算出し、その単位はパーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入することとする。

$$\left\{ \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \right\} \times 100$$

(2) 檜針日及び計量日

- ① 檜針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。
- ② 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(3) 電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分値が確認できるWEBページの提供及びWEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。

5 契約単価

別紙1-1 単価固定契約単価内訳書（例）のとおり

別紙1-2 単価変動（市場連動）契約単価内訳書（例）のとおり

6 留意事項

(1) 檜針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 使用電力

発注者の使用電力量は、予定契約電力及び予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(4) その他

本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により別途定める。

単価固定契約単価内訳表（例）

項目		単位	単価※2
1	基本料金	1 kWあたり	
2	電力量料金	(1) 電力量料金(夏季)※1	1 kWhあたり
		(2) 電力量料金(その他季) ※1	
		(3) 環境価値	
3	燃料費等調整額	1 kWhあたり	(注記) ①需要場所を管轄する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2項第2号で規定された旧一般配電事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）による ②独自に定める公開された算定諸元による（別紙）
4	再生可能エネルギー発電促進賦課金	1 kWhあたり	(注記) 需要場所を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件による

※1 季節区分は、次のとおりとする。

- (1) 夏季とは、毎年7月1日から9月30日までをいう。
- (2) その他季とは、夏季以外の期間をいう。

※2 各単価には、容量拠出金の負担額、消費税及び地方消費税を含むものとする。

※3 記載内容は、発注者と落札者で協議して決定する。

単価変動（市場連動）単価内訳表（例）

項目		単位	単価※1
1	基本料金	1 kWあたり	
2 電力量料金	(1) JEPX エリアプライス 実績	1 kWhあたり	(注記) 30分ごとのJEPXエリアプライスの実績による
	(2) スポット取引手数料		
	(3) 環境価値		
	(4) 託送料金		(注記) ①需要場所を管轄する一般配送電事業者が託送等供給約款で定める額とする ②他の項目の単価に含んでいる場合は0.00と記載する
	(5) 小売手数料		
3	再生可能エネルギー発電促進賦課金	1 kWhあたり	(注記) 需要場所を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件による
4	損失率	%	(注記) ①需要場所を管轄する一般配送電事業者が託送等供給約款で定める額 ②他の項目の単価に含んでいる場合や計上不要な場合は0.00と記載する

※1 各単価には、容量拠出金の負担額、消費税及び地方消費税を含むものとする。

※2 記載内容は、発注者と落札者で協議して決定する。